

低補強土壁特別仕様書

1. 受注者は基礎地盤や切土部に湧水が確認された場合、盛土内排水工および切り盛境の地下排水工を設置しなければならない。
2. 受注者は盛土材が、設計に用いた土質と相違ないか確認しなければならない。
[参考資料: ジオテキマニュアルを用いた補強土の設計・施工マニュアル p.51 盛土材料の種類より参考 (表 1)]
相違する場合には、再度検討を行わなければならない。

表 1

盛土材料の種類	盛土材料	
	せん断抵抗角 ϕ	粘着力 c
礫質土・砂	35°	0 kN/m ²
砂質土	30°	10 kN/m ²
シルト・粘性土 (ただし, $w_L < 50\%$)	25°	10 kN/m ²

3. 受注者は基礎地盤が、補強土壁の支持地盤として適しているか、またその支持力が設計値を満足しているか確認しなければならない。
[参考資料: ジオテキマニュアルを用いた補強土の設計・施工マニュアル p.53, 土質性状および N 値などより参考 (表 2)]

表 2

土質	性状	N 値	許容支持力度 q_0 (kN/m ²)
岩盤	亀裂の少ない均一な硬岩	—	1500
	亀裂の多い硬岩	—	900
	軟岩・土丹	—	450
礫層	密なもの	—	900
	密でないもの	—	450
砂質地盤	密なもの	$N > 30$	450
	中位なもの	$30 \geq N > 15$	300
粘性土地盤	非常に堅いもの	$N > 15$	300
	堅いもの	$15 \geq N > 8$	150
	中位の堅さのもの	$8 \geq N > 4$	75

軟弱な地盤や埋め戻しされた地盤あるいは斜面など、基礎地盤として適さない場合には、対策工を実施しなければならない。

4. 受注者は十分な必要締固めを確保する為、降雨時は補強領域の土作業をしないようにするか、改良材を用いるなどそれ相当の対策を講じなければならない。
5. 受注者は降雨時には変形などが生じないように、のり面および壁面方向に水が流下しないように、仮排水溝やビニルシート等での養生を行わなければならない。
6. 受注者は壁面からの転落防止対策を行わなければならない。
7. 受注者は補強材および水平排水材の配置計画（敷設長さ、品番）は、設計図書どおりに敷設配置しなければならない。
8. 受注者は外曲がりとなる施工区間で、隣り合う補強材の間隔が 10cm 程度以上開く場合は、補強領域内に隙間が生じないように補強材を敷設しなければならない。（連結の必要はない）
また内曲がりとなる施工区間で、補強材が重なりあう場合は、その部分に盛土材をはさむ等して摩擦力を確保しなければならない。

9. 管理仕様例

● 補強材の 規格・品番

品番	目合い (mm)	幅 (m)	長さ (m)	品質管理強度 (kN/m)	伸び率 % (参考値)	製品基準強度 (kN/m)	クリープを考慮した設計引張強さ (kN/m)
20/13-20	23×21	2.45	50	20×13	12.5×12.5	18	11.7
35/20-20	23×22	2.45	50	35×20	12.5×12.5	32	20.8
55/30-20	23×25	2.45	50	55×30	12.5×12.5	50	32.5

※目合い、品質管理強度、伸び率はいずれも「たて×よこ」を示す。

林道事業植生工の生育判定による特別仕様書

1. 目的

林道事業で施工される植生工は、施工期間が限定されるので、工事完了時において植生工の成果の確認が困難である場合がある。

このため、植生工の施工後、一定期間を経過した時点で植生の生育状況を確認する判定基準を設けるものである。

2. 生育判定基準の内容

1) 判定時期

生育判定の時期は、下表を目安として行うものとする。

なお、導入植物の発芽・生育が比較的緩慢な場所は、かし担保期間中（工事引渡後1年間）適時調査を実施する。

表1 判定時期

施 工 時 期		判 定 時 期
春期	3～5月	施工後約90日
夏期	6～8月	10月～11月中旬
秋期	9～10月	翌年6月初旬
冬期	11～2月	翌年（同年）7月初旬

※のり面緑化技術－厚層基材吹付工－（日本法面緑化技術協会）

2) 生育判定基準

生育判定は、下表を目安として行うものとする。

表2 生育判定の目安

評 価		判 定 時 の 植 生 状 況
草 地 型	可	・法面から10m程度離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率は70%以上である。
	判定 保留	・1m ² 当たり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。 この場合は1～2ヶ月又は翌年春まで様子を見る。 また、植被率が50～70%程度である。
	不 可	・生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。 この場合は、再施工 植被率が50%以下である。

※道路土工のり面工・斜面安定工指針（平成11年3月）

3. 生育判定の方法

1) 調査方法

① 工種別に連続した法面を1法面とし、その法面毎に生育判定を行う。

但し、小規模の法面を除くものとする。

② 植物による法面の緑化状態は、植被率（植物が法面を被覆している面積の割合）によって判定を行う。

③ 10m程度離れたところから全体的に目視により植被率の判定を行う。

2) 生育判定調査者及び確認者

工事完成検査時点で発芽の見込めないことが予想される場合、監督員は施工管理資料等を確認の上、事前に受注者と判定時期等について協議し、その内容を協議指示簿等により

処理するものとする。

生育判定は、監督員が行い立会者を現場代理人とし、その結果を書面により工事関係図書に添付し、検査担当官に報告するものとする。

4. 再施工等の対処方法

- 1) 生育不良があった場合は、受注者は、その原因を調査し発注者に報告するとともに、その原因が受注者の責と認められる場合は、再施工をするものとする。
- 2) 生育不良の原因が受注者の責と認められない場合は、対応策を検討する。
- 3) 生育不良の判定は、下表によるものとする。

表3 生育不良判定表

生育不良の原因	該 当 項 目	受注業者の 瑕疵の有無
設計上の問題	①工法が現場条件を満たさないと判断される場合 ②工法の排水対策が不十分であった場合 ③その他()	無
施工上の問題	①粗漏工事 ②適期に施工しなかった場合 ③適期に維持管理しなかった場合 ④その他()	有
その他、 不可抗力	①施工後、異常天然現象災害等不測の事態が発生した場合 ②病虫害が異常発生した場合 ③獣害による被害が発生した場合 ④その他()	無